

相模原市私道敷地の寄附等及び整備に関する要綱に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市私道敷地の寄附等及び整備に関する要綱(以下「要綱」という。)について、必要な事項を定める。

(私道敷地寄附等整備事業の申請時期)

第2条 要綱第4条第1項第9号の規定は、要綱第6条第1項の規定により申請しようとする時において、開発道路等となった日又は位置指定道路の公告の日から5年を経過していることをいう。

(寄附できない場合の特例)

第3条 要綱第5条第4項に規定する「別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定行政庁による指定の公告後5年を経過していること。
 - (2) 路面舗装により路面排水に支障をきたさないこと。
 - (3) 私権が設定されている場合は、当該私権設定者の承諾を得ていること。
 - (4) 私道敷地の所有者の総意であること。
 - (5) 私道敷地の隣接土地所有者全員の承諾を得ていること。
 - (6) 支障物件が存在しないこと。
 - (7) 相模原市道路認定基準要綱(昭和62年9月1日施行)の基準を満たしていること。
 - (8) 要綱第5条第4項及び相模原市私道舗装整備要綱(平成27年4月1日施行)による整備を実施していないこと。
- 2 前項第4号の規定に関わらず、私道敷地全体を複数の所有者が共有する私道(民法(明治29年法律第89号)上の共有関係にあるものに限る。)の場合で、当該所有者の一部の所在を把握することが困難なときに限り、私道敷地の所有者及び所有持分割合の各2分の1以上の多数の同意があるときは、私道敷地の所有者の総意であるとみなすことができる。ただし、路面舗装について明確に反対する者がいるときは、適用できない。
- 3 前項第5号の規定に関わらず、隣接土地所有者の一部の所在を把握することが

困難なときに限り、隣接土地所有者の2分の1以上の多数の同意があるときは、隣接土地所有者の総意であるとみなすことができる。ただし、路面舗装について明確に反対する者がいるときは、適用できない。

(私道敷地寄附等整備事業申請書の添付資料)

第4条 要綱第6条第1項第1号に規定する「私道敷地寄附等整備事業申請書」に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し(法務局が交付したもので、3か月以内のものに限る。)
- (3) 登記事項証明書(全部事項)(3か月以内のものに限る。)

(道路整備の決定時期)

第5条 要綱第7条第2項に規定する「私道敷地寄附等整備事業の実施を決定した時」とは、当該道路整備のために予算措置がなされた時のことをいう。

(境界の明示等)

第6条 要綱第8条第1項の規定により測量を行い、道路境界を確定したときは、市の指定する境界石等により、境界を明示するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(嘱託登記に必要な書類)

第7条 要綱第8条第2項に規定する「別に定めるもの」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 印鑑登録証明書
- (2) 資格証明書(会社法人等番号を有しない法人の場合に限る。)
- (3) 抵当権解除の承諾書(設定されている場合に限る。)
- (4) 嘱託登記の承諾書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(段差解消の補償に関する事項)

第8条 要綱第9条第1項に規定する段差解消費用の補償に関する「別に定める基

準」は、「相模原市の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」別記4「残地工事費補償実施要領」により算定するものとする。なお、特別な理由があると認められた場合はこの限りではない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、令和5年4月1日以降に、要綱第6条に規定する私道敷地寄附等整備事業の申請がなされたものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、廃止前の相模原市寄附道路整備及び狭あい道路拡幅整備に関する要綱(平成27年4月1日施行)及び相模原市私道舗装整備要綱(平成27年4月1日施行)の規定の例による。